

令和7年度盛岡市

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業者募集要項

募集期間：令和7年2月12日(水)～3月17日(月)

【担当部署】

盛岡市 子ども未来部子育てあんしん課

TEL：019-613-8347 FAX：019-652-3424

Email：kosodateansin@city.morioka.iwate.jp

1 募集概要

盛岡市では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度、以下「本事業」という）を実施する事業者を募集します。

(1) 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施する。

(2) 事業開始日 令和7年7月1日

(3) 事業者募集数 3施設 ※同法人が運営する複数施設での応募可

(4) 事業実施施設

一般型 : 保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等（居宅訪問型を除く）、幼稚園、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
余裕活用型 : 保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等

2 応募要件

次の要件を満たすこととする。

- (1) 応募時点において、盛岡市内で保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等、幼稚園、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等を運営するもの。
- (2) 役員、理事又は営業所等の代表が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (3) 事業開始日までに実施体制が整っていること。
- (4) 明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障すること。
- (5) 安定的な経営、その他事業を適正に履行する見込みがあること。

3 事業内容

(1) 対象となるこども

保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育事業に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこども（利用日時点を基準とする。）

(2) 実施方式

事業の実施方法は、次のとおりとします。

- ア 一般型（在園児合同） : 専任職員を配置し、在園児と合同で預かる方法
イ 一般型（専用室独立実施） : 専任職員を配置し、専用室で預かる方法
ウ 余裕活用型 : 定員の範囲内で既存の職員配置で在園児と合同（同じ部屋）

(3) 利用方法

こども一人当たり月10時間の利用を限度とし、時間単位で実施するものとします。

国が基盤整備するシステム（総合支援システム）により、利用予約枠の設定、利用予約受付、事前面談、利用時間の管理は施設が行います。

定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなどを設定し、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、利用乳幼児の受け入れをしなければならない。ただし、正当な理由により事業の提供が困難であると盛岡市が判断した場合には、この限りではない。

(4) 開所時間等

開所日及び開所時間は事業者において定めることとするが、平日1日8時間を標準とする。

(5) 利用料金

ア 一人1時間あたり300円を基本とし、事業者が利用料金を定め、施設で徴収します。

イ 生活保護世帯、非課税世帯等は利用料の減免を行います。

項目	金額
生活保護受給世帯	1時間 300円
住民税額非課税世帯	1時間 240円
市民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯	1時間 210円
要支援・要保護家庭	1時間 150円

ウ 利用料金に加えて、飲食物費等の実費相当額については、保護者同意の上、事業者が定め、施設で徴収します。

(6) 支援計画

集団における児童の育ちに着眼した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録すること。（利用乳幼児の行動記録等については、総合支援システムでの記録を想定）

(7) 障がい児、医療的ケア児、配慮が必要な児童・家庭の受け入れ

障がい児、医療的ケアを必要とするこども、配慮が必要な児童やその保護者が当該事業を円滑に利用できるような提供体制の整備に努めること。利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、子育てあんしん課に報告するとともに、関係機関との連携に努めること。

※障がい児又は医療的ケア児の受け入れについては、加算適用のため、事前に協議が必要です。

(8) 設備、職員基準

実施方法	設備基準	職員基準
一般型	<ul style="list-style-type: none">乳児室 満2歳未満の乳幼児のうちほふくしないもの 1人につき3.3㎡以上ほふく室 満2歳未満の園児のうちほふくするもの 1人につき3.3㎡以上保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児 1人につき1.98㎡以上	<ul style="list-style-type: none">配置基準 0歳児 3人につき1人 1・2歳児 6人につき1人資格 乳児等通園支援従事者（保育士又は乳児等通園支援に従事する職員として市が行う研修を修了した者）であり、1/2以上が保育士

<p>余裕活用型</p>	<p>保育所、認定こども園、又は家庭的保育事業等を行う事業所の基準</p>	<p>・配置基準 施設ごとの配置基準により、在園することも、当事業を利用することも合わせた人数に応じ算出した職員数</p> <p>・資格 乳児等通園支援従事者（うち、家庭的保育事業及び小規模Cにおいては、保育士。小規模B、小規模型事業所内保育事業においては、2/3以上が保育士）</p>
--------------	---------------------------------------	---

(9) 個人情報保護の保護事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(10) 利用中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（市通知）」に従い、事故報告をすること。

4 補助金

事業実施に係る補助金は、予算の範囲内において「（仮称）盛岡市乳児等通園支援事業補助金交付要綱」に基づき、事業実施に要する経費（補助対象経費）のうち、利用実績に応じて補助する。

なお、補助基準額と補助対象経費の実支出額から利用料収入を控除した額を比較して少ない方の額を補助するものとなります。

【補助単価】

(基本分)		(加算分)	
年 齢	単 価	項 目	金 額
0歳児	1,300円	障がい児加算	400円
1歳児	1,100円	要支援家庭のこども加算	400円
2歳児	900円	医療的ケア児加算	2,400円

【軽減加算】

生活保護世帯、非課税世帯等の利用料を減免した場合、当該減免額を補助します。

【キャンセル対応】

利用日当日のキャンセルなど「（仮称）盛岡市こども誰でも通園制度キャンセルポリシー」に該当する場合は、予定していた利用者の利用可能時間について、利用したものとみなし補助することができます。なお、利用料等の保護者負担額は徴収しないものとします。

5 実施期間 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

6 必要書類

- (1) 事業申込書（募集様式1）
- (2) 事業計画書（募集様式2）

(3) 事業収支予算書（募集様式3）

(4) 施設平面図

※(1)～(4)以外に、追加で資料の提出を求める場合があります。

7 申込方法

持参又は郵送によりご提出ください。併せて下記電子メールアドレス宛にデータでの提出もお願いします。なお、必要に応じて、当課へお越しいただき確認させていただく場合があります。

8 スケジュール等

公告から事業者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 事業者向け説明会（募集要項公表） | 令和7年2月12日（水） |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年2月26日（水）正午まで（必着） |
| (3) 質問回答期限 | 令和7年3月 3日（月） |
| (4) 事業申込書等の提出期限 | 令和7年3月17日（月）正午まで（必着） |
| (5) 選定結果の通知 | 令和7年3月末頃 |

9 事業実施者の選定方法・結果

事業申込書等を提出した者から書面により審査を行います。

審査基準と併せて、地域のバランスや多様な施設類型となるよう審査を行い、実施の可否を書面により通知します。結果については、ホームページに掲載します。

10 審査基準 別紙「審査基準」のとおり。

11 その他留意事項

- ・申請に係る一切の費用については、全て申請者の負担とします。
- ・選定後に、必要に応じて盛岡市と協議を行い、事業計画書の内容を調整する場合があります。
- ・事業計画書については、補助交付決定後に事業実施者が責任をもって履行できる内容としてください。
- ・本事業の業務の全部を第三者に委託することは禁止します。
- ・本事業は、事業者から実績報告書の提出やアンケート・ヒアリング調査へのご協力を依頼する場合、積極的にご協力をお願いします。
- ・その他、本募集要項に定めのない事項については、盛岡市において定めます。

12 お問い合わせ・申込先

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 担当：千葉（ちば）

住 所 〒020-8530 盛岡市神明町3番29号（盛岡市保健所1階）

電 話 019-613-8347（直通） ファックス 019-652-3424

電子メール kosodateansin@city.morioka.iwate.jp